

●香川県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により詫間都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成27年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

- 3・3・1 宮尾浜西線
- 3・4・3 停車場塩生線
- 3・5・2 松崎的場線
- 3・5・3 本村香田線
- 3・5・8 詫間仁尾線
- 3・4・1 裏浜中郷線
- 3・4・2 港湾神田線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課